

参考資料編

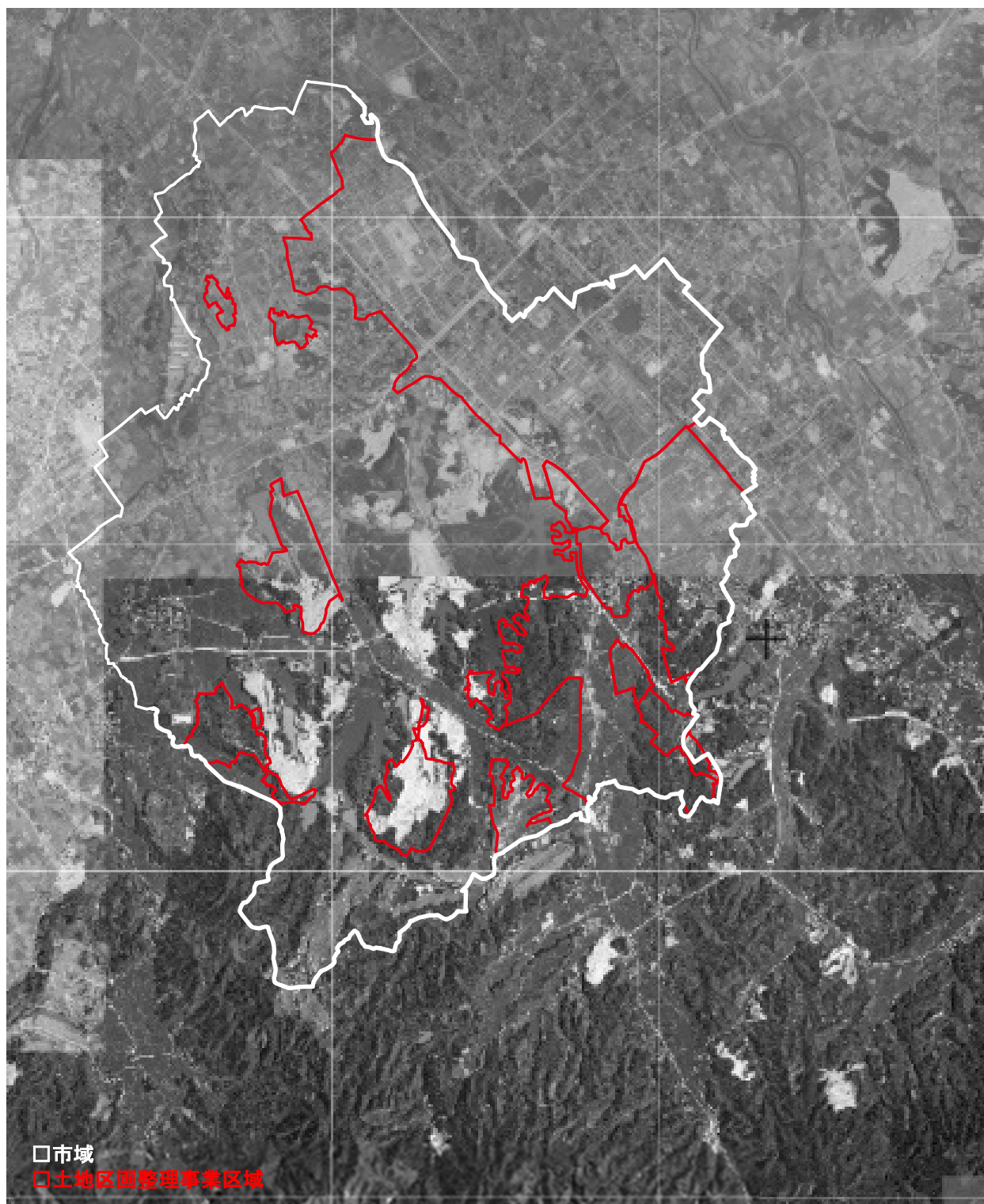
- 1 現状分析の参考資料
- 2 誘導区域の根拠
- 3 目標値の根拠
- 4 策定の経緯
- 5 用語解説

資料編

1 現状分析の参考資料

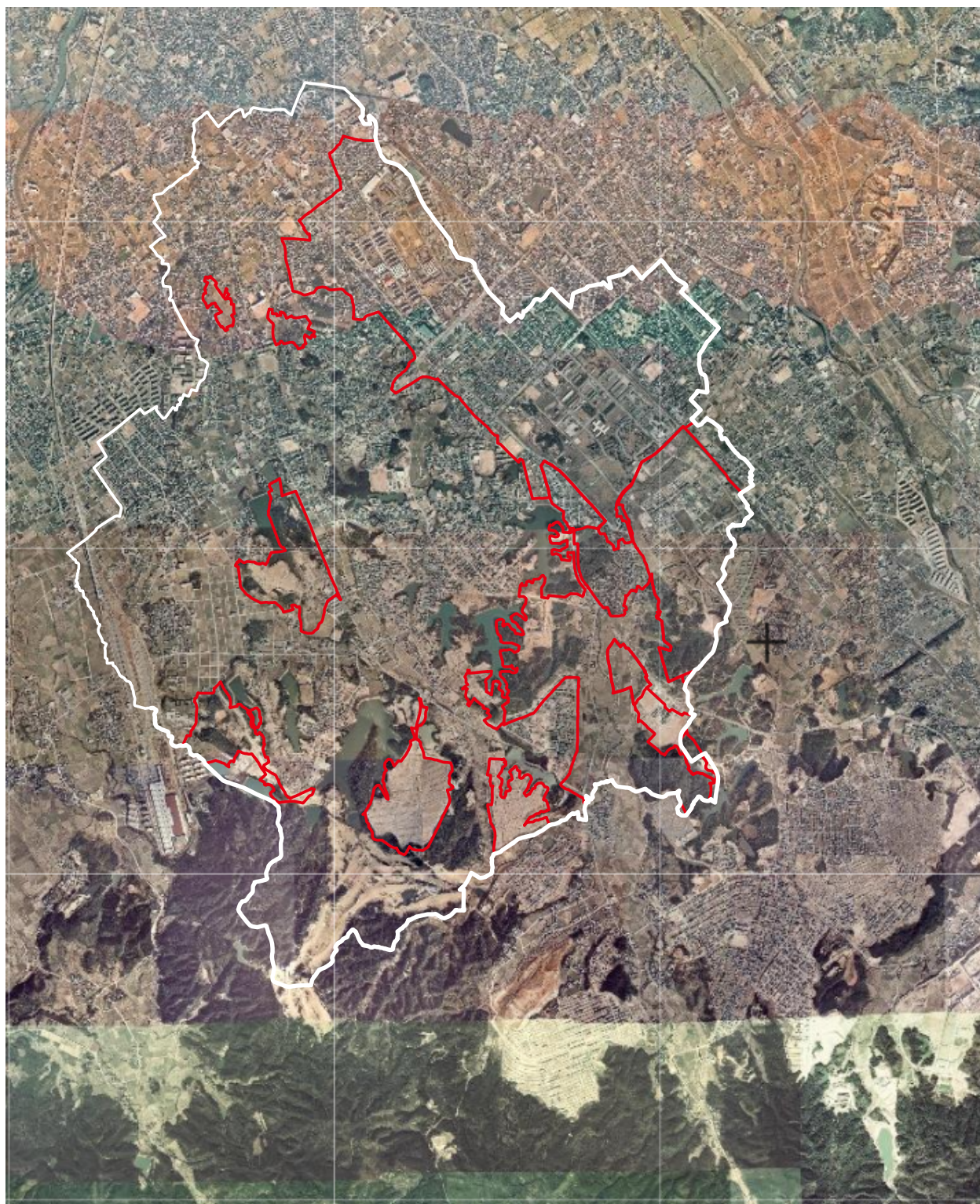
(1) 航空写真

春日市制前



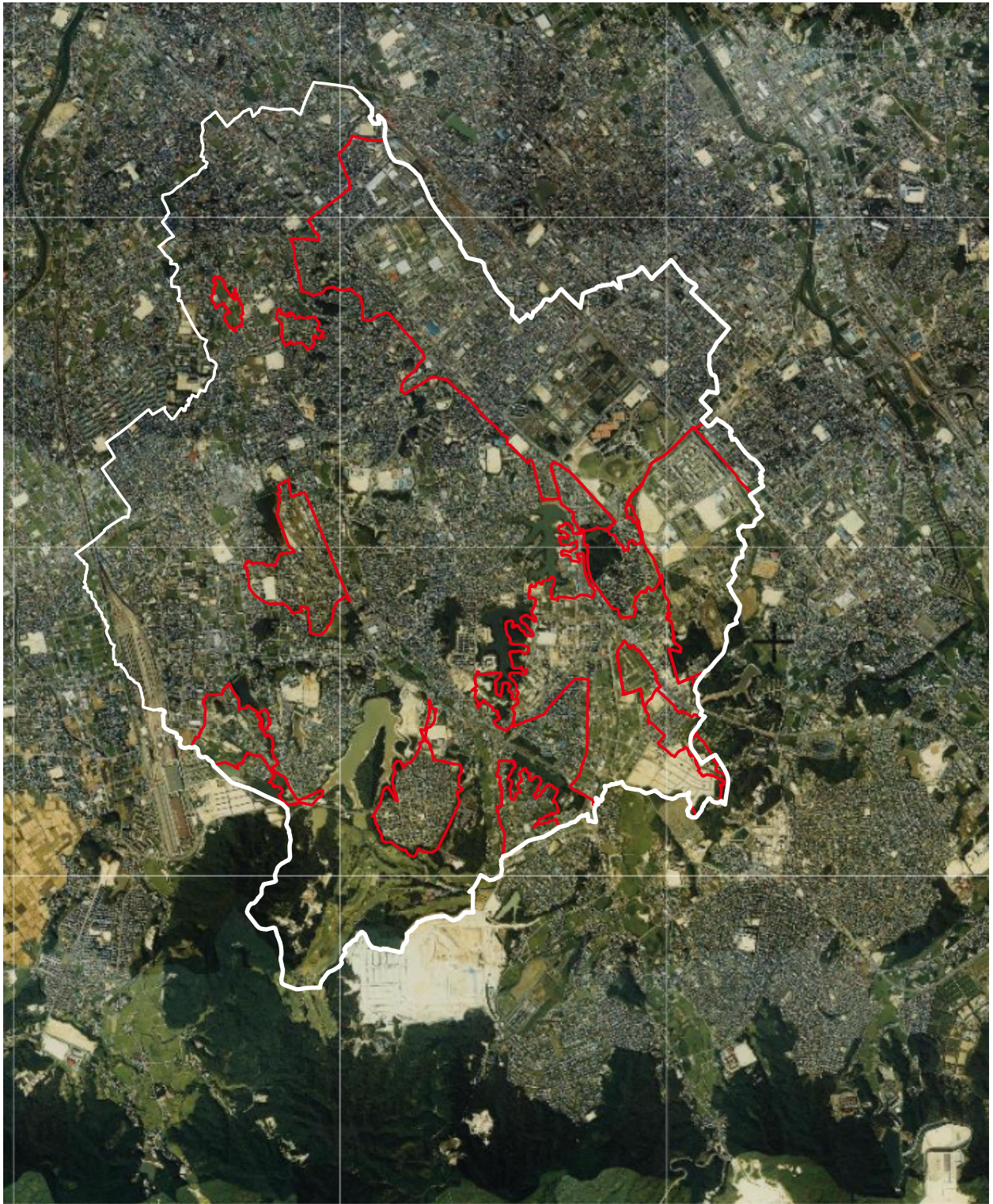
出典：国土地理院地図 年代別の写真（1961年～1969年）

住宅都市としての住宅・住環境整備



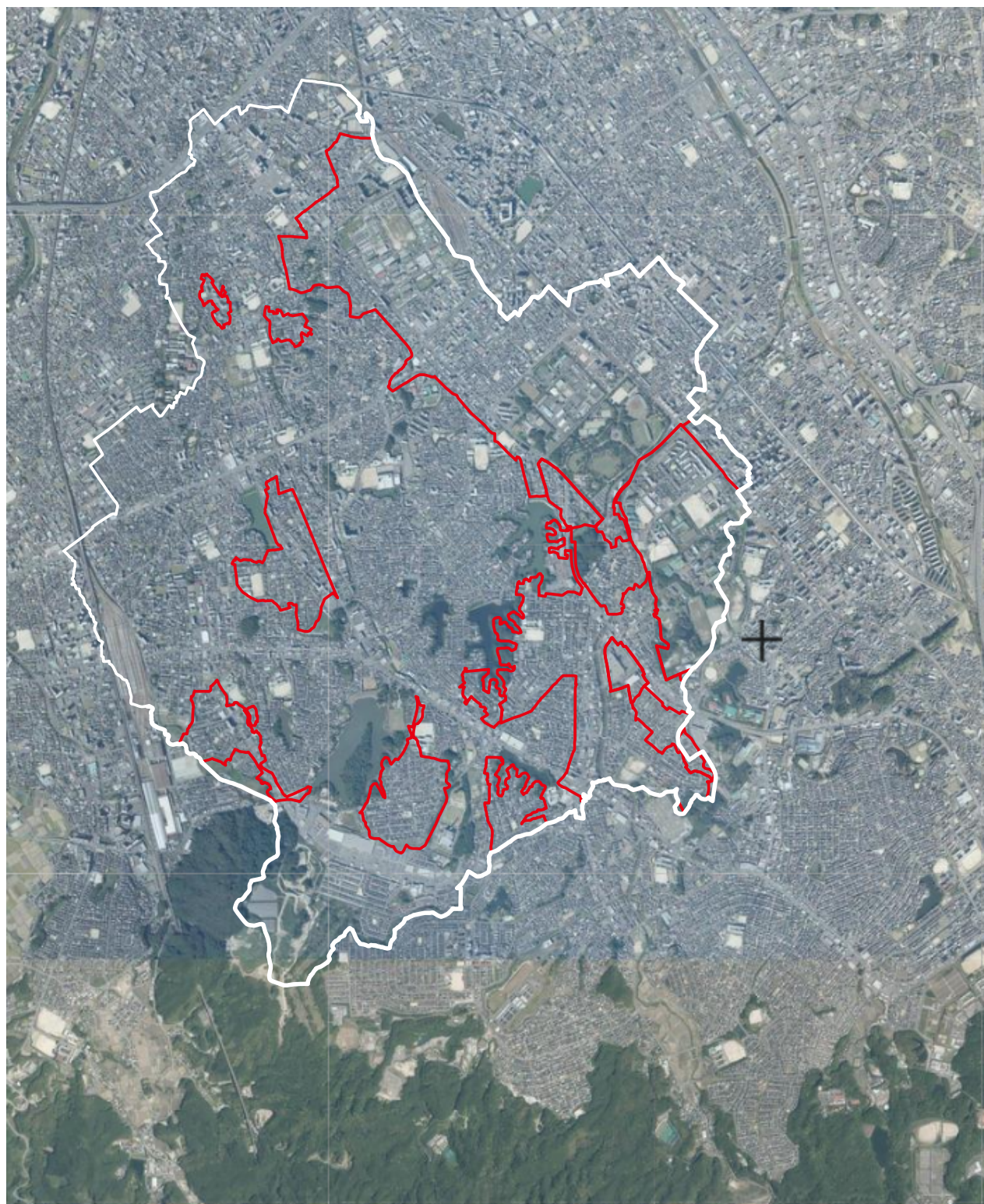
出典：国土地理院地図 年代別の写真（1974～1978 年）

市民生活を支える公共施設整備



出典：国土地理院地図 年代別の写真（1987～1990年）

協働、コミュニティ・スクール

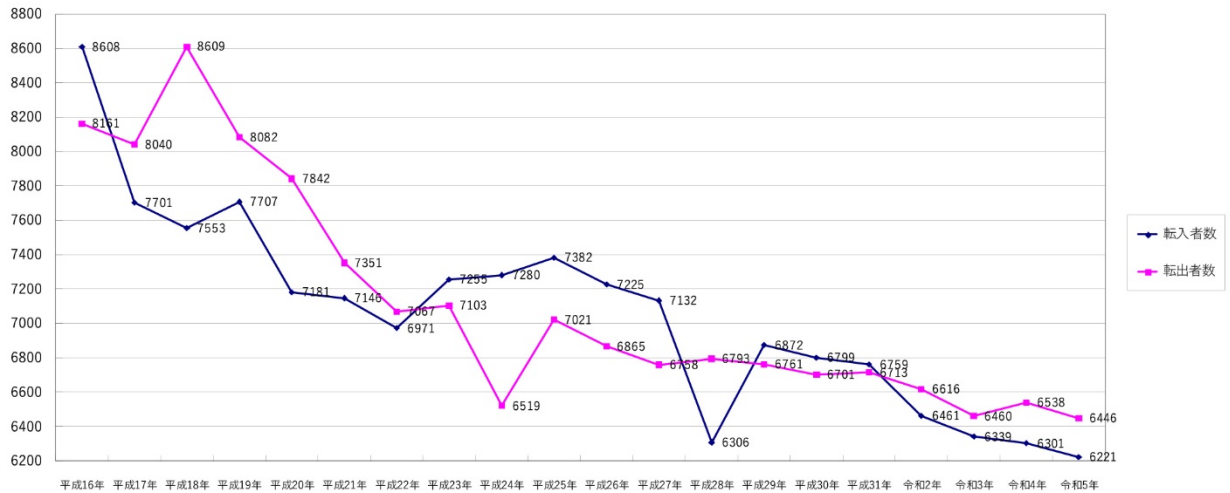


出典：国土地理院地図 年代別の写真（2018～2021 年）

(2) 人口・世帯数の推移

1) 転入者数・転出者数の推移

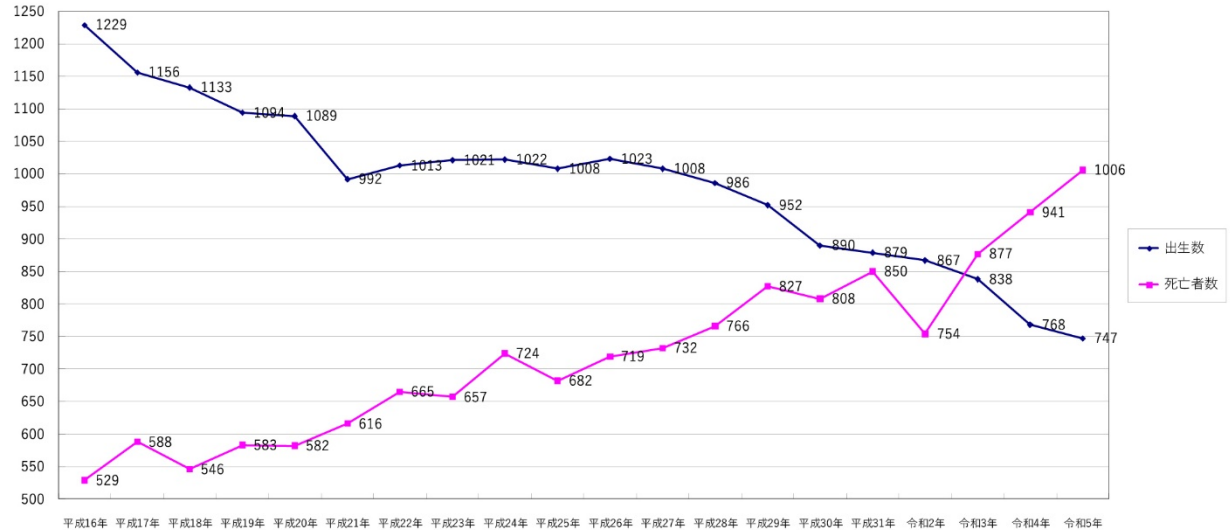
春日市 転入者数・転出者数



資料：住民基本台帳

2) 出生数・死亡者数の推移

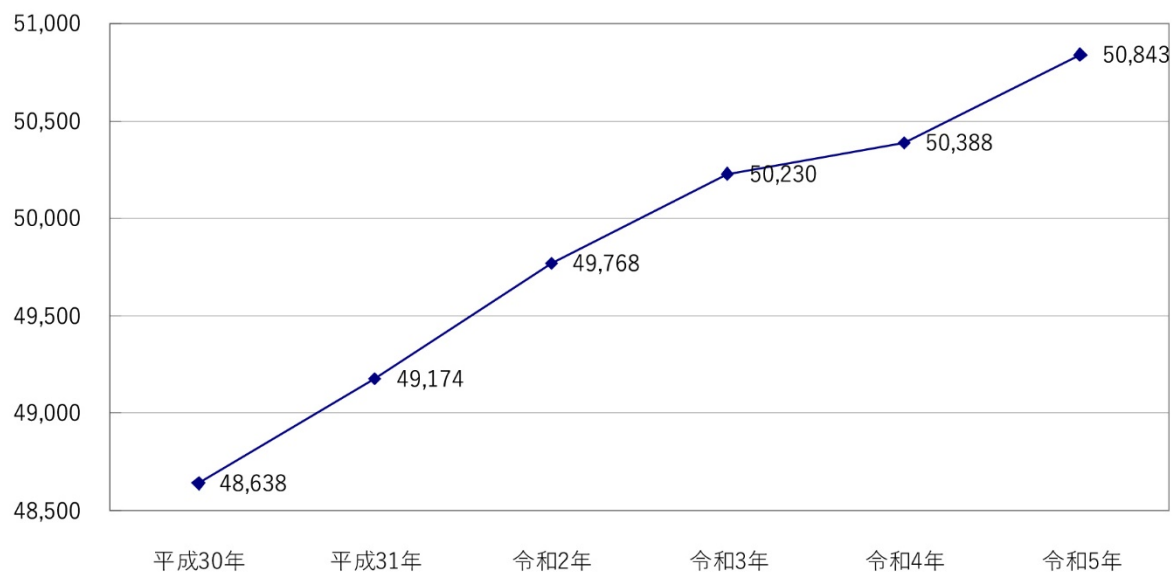
春日市 出生数・死亡者数



資料：住民基本台帳

3) 世帯数

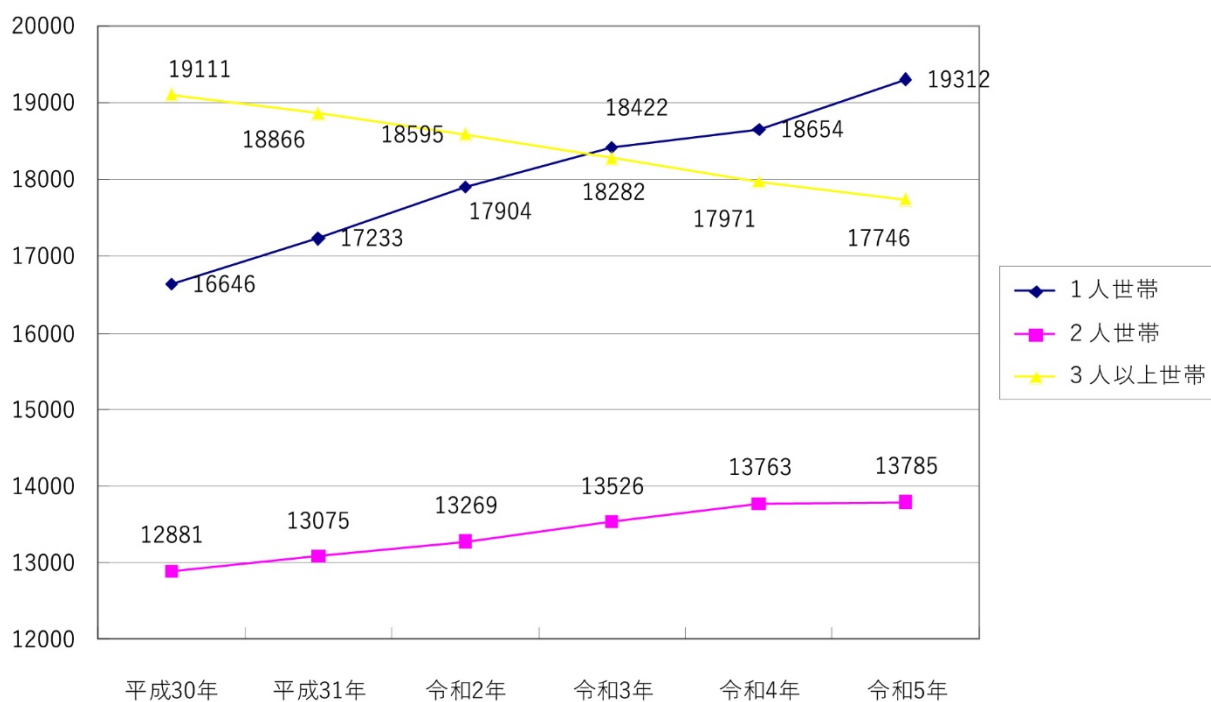
春日市 世帯数



資料：住民基本台帳（各年4月末現在）

4) 世帯人員別世帯数推移

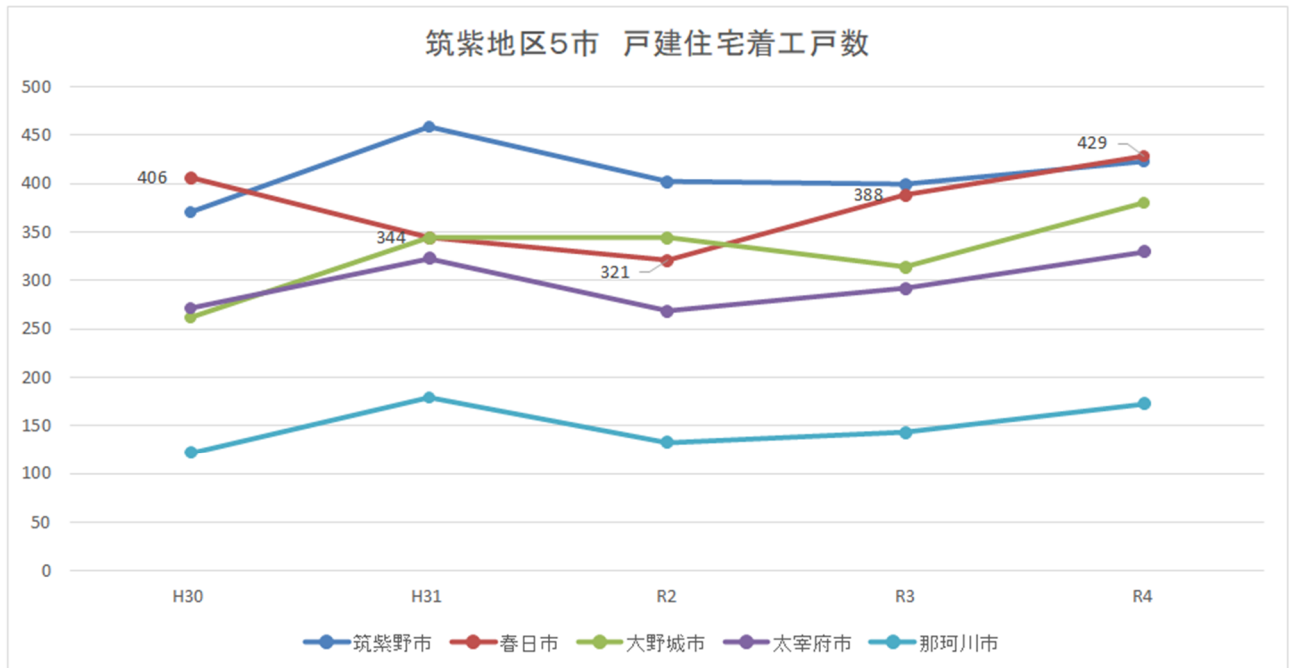
春日市 世帯人員別世帯数推移



資料：住民基本台帳（各年4月末現在）

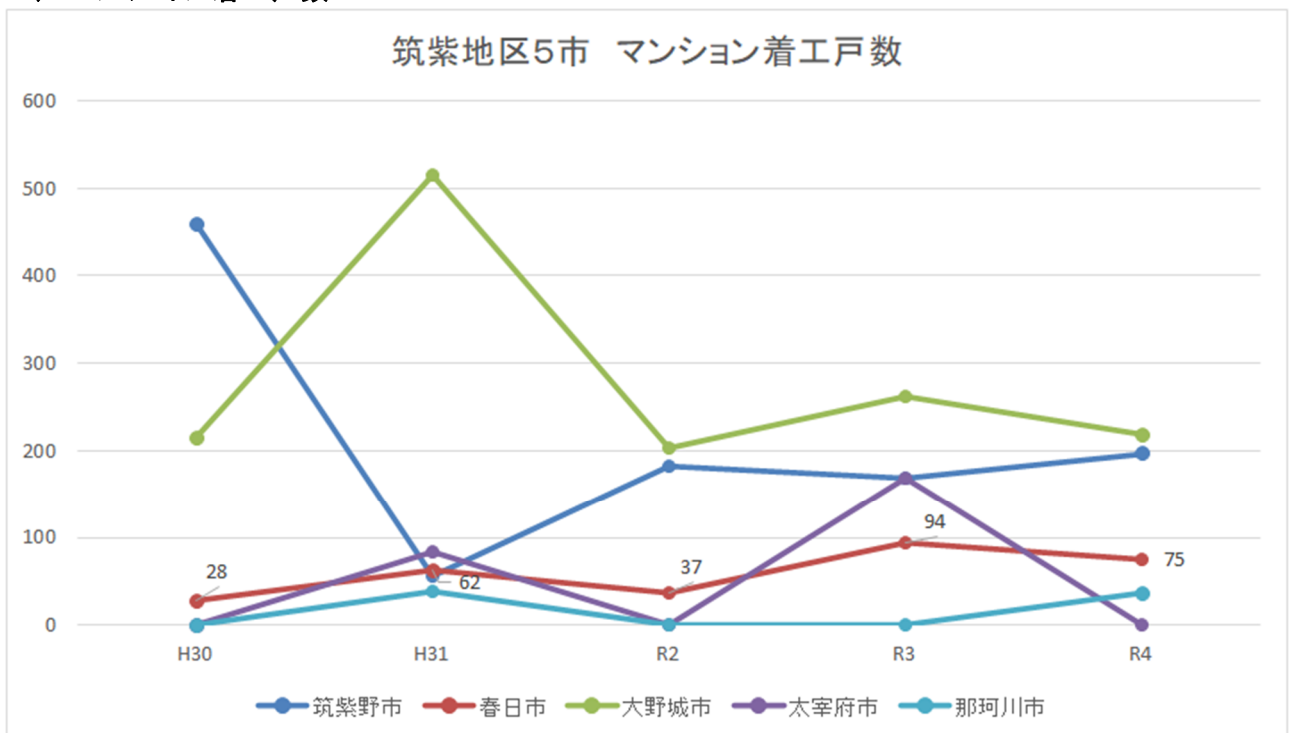
(3) 周辺自治体の住宅着工戸数

1) 戸建住宅着工戸数



資料：福岡県の住宅着工統計

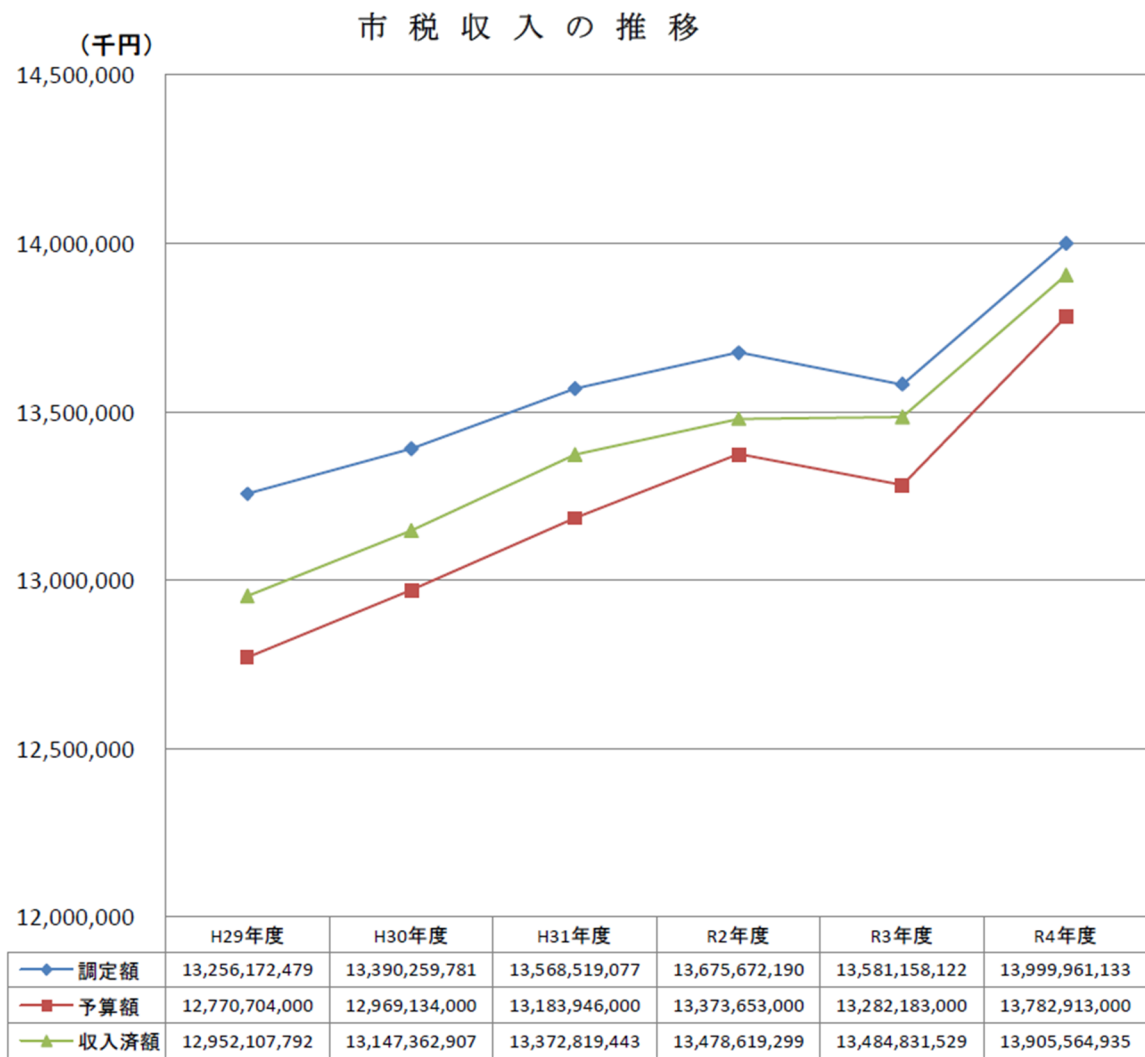
2) マンション着工戸数



資料：福岡県の住宅着工統計

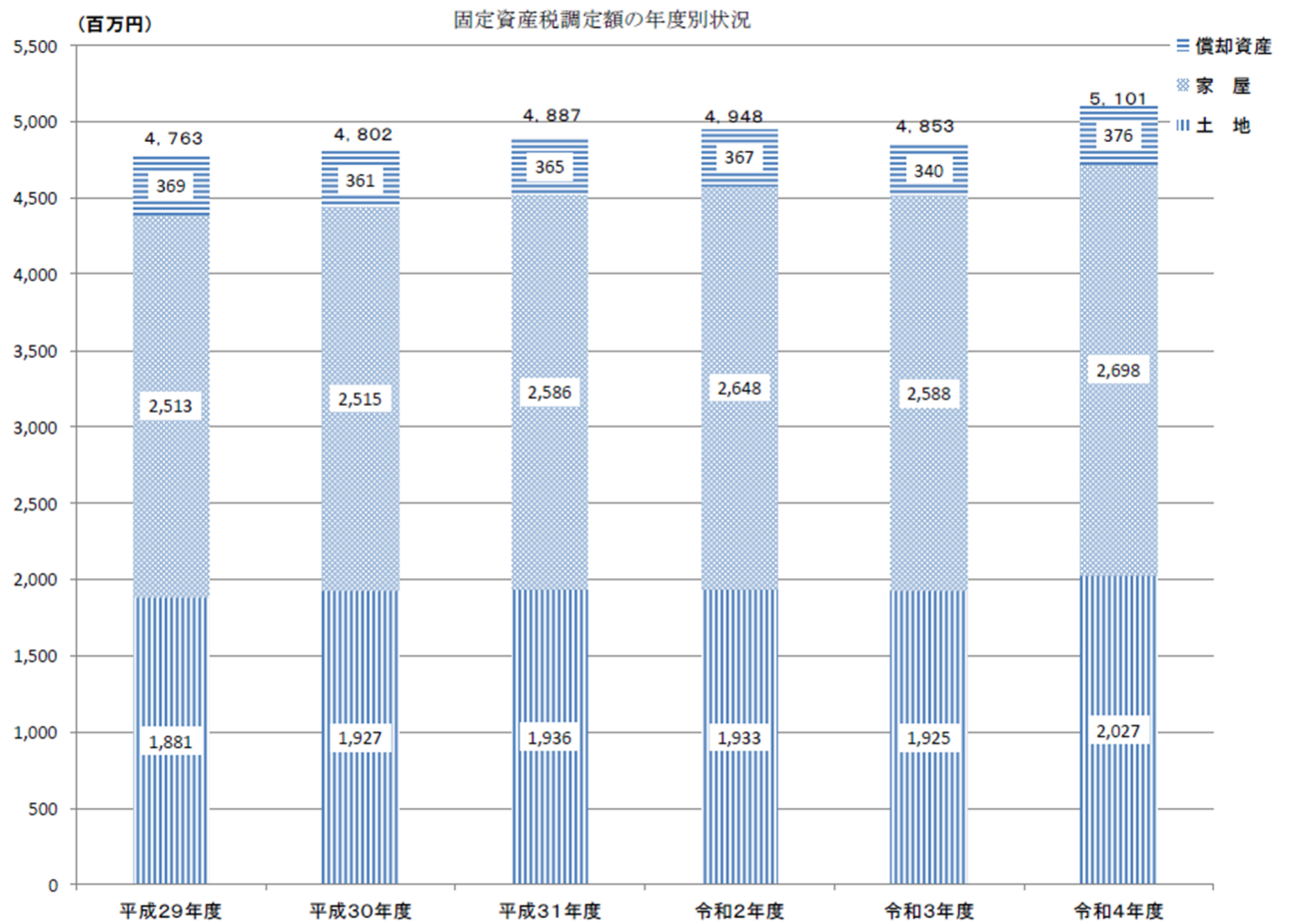
(4) 市税

1) 市税収入の推移



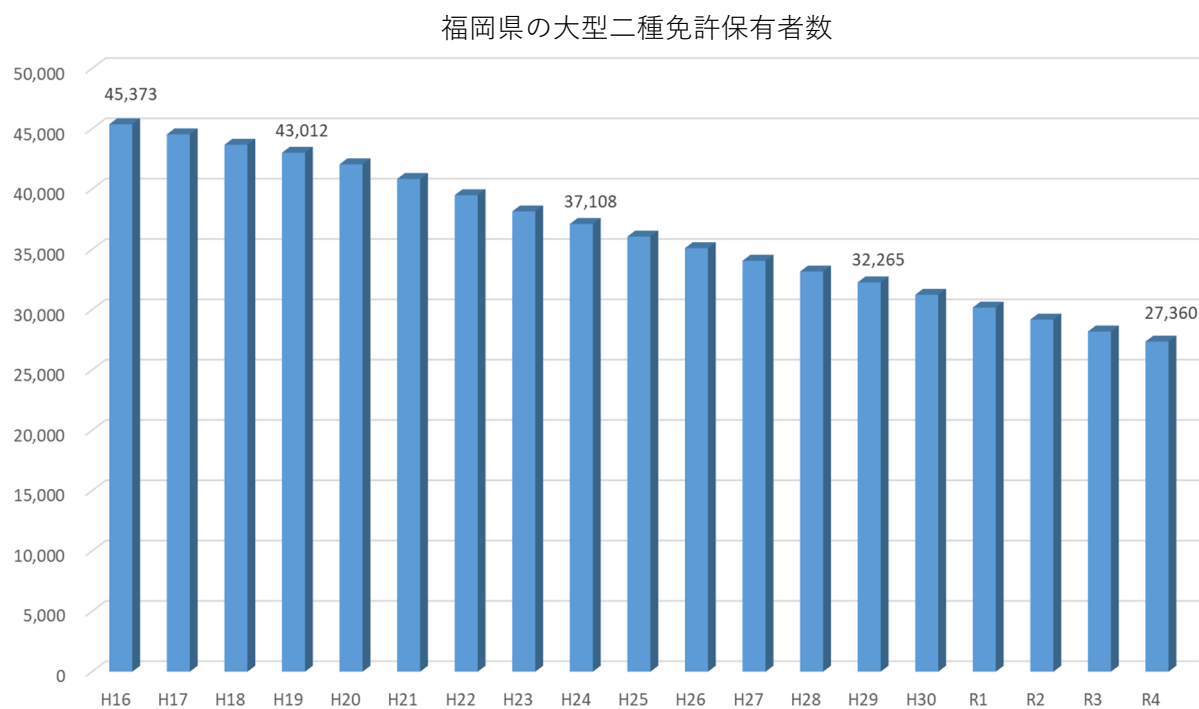
資料：令和5年度税務統計

2) 固定資産税調定額の年度別状況



資料：令和5年度税務統計

(5) 福岡県の大型二種免許保有者の傾向



資料：警察庁「運転免許統計」
※各年末現在の値

2 誘導区域の根拠

(1) 都市機能誘導区域の根拠

第5章で設定した都市機能誘導区域の根拠を以下に整理します。

中心拠点周辺都市機能誘導区域 ● 中心拠点周辺都市機能誘導区域については、目指すべき都市構造のうち中心拠点及び行政拠点の周辺において、西鉄春日原駅周辺まちづくり構想に基づき一体的なまちづくりを推進する範囲を都市機能誘導区域として設定します。 ● 重ね合わせの範囲のうち、誘導施設の立地を図ることが難しい航空自衛隊春日基地、春日公園を除きます。 ● 千歳町、光町、宝町、春日公園は、現状として住居系の土地利用が主であり、高次都市機能の立地が少ないことから、都市機能誘導区域から除外します。
市民活動交流拠点周辺都市機能誘導区域 ● 市民活動交流拠点周辺都市機能誘導区域については、市民活動交流拠点の周辺だけでなく、いきいきプラザ及び福祉ぱれっと館、幹線道路沿道における誘導施設の立地も見据え、当該箇所も含めた範囲を都市機能誘導区域として設定します。 ● 重ね合わせの範囲のうち、小倉、若葉台、ちくし台等は、現状として住居系の土地利用が主であり、高次都市機能の立地が少ないことから、都市機能誘導区域から除外します。
博多南駅周辺都市機能誘導区域 ● 博多南駅周辺都市機能誘導区域については、博多南駅周辺だけでなく、春日西多目的広場公園や幹線道路沿道における誘導施設の立地も見据え、当該エリアも含めた範囲を都市機能誘導区域として設定します。

第5章に示した視点1～4が重なる範囲を基に、上記の考え方を踏まえて、3拠点周辺における政策的な取組の範囲や日常生活圏域を踏まえ、用途地域による建築物の用途の制限との整合の観点から、重なる範囲に近い沿道型用途地域を含めた形で、都市機能誘導区域を設定します。

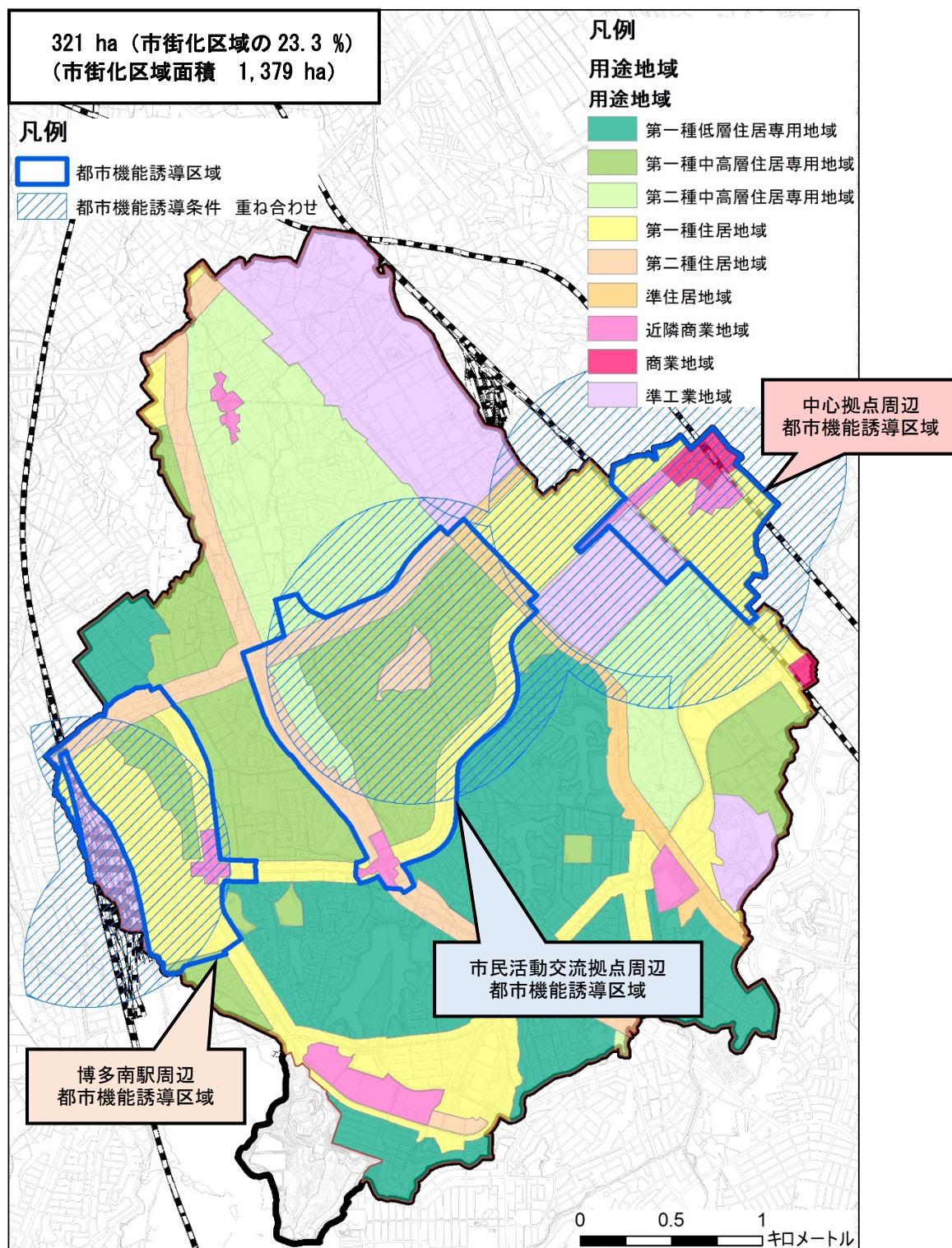


図 都市機能誘導区域

3 目標値の根拠

第8章で設定した定量的な目標の根拠を以下に整理します。

(1) 施策の有効性に対する指標

1) 多様な世代が安全かつ快適に暮らすことのできる住環境の形成

令和2年の居住誘導区域内の人口を居住誘導区域の面積で割ると88.8人/haとなります。

- ・居住誘導区域の面積 1,254ha
- ・令和2年 居住誘導区域内の推計人口 111,411人（国総研ツールによるメッシュ人口）
- ・令和2年 居住誘導区域内の人口密度 $111,411人 \div 1,254ha = 88.8人/ha$

なお、令和2年の国勢調査人口を市街化区域の面積で割ると80.5人/haとなります。

- ・市街化区域の面積 1,379ha
- ・令和2年 国勢調査人口（実績値） 111,023人
- ・令和2年 市街化区域内の人口密度 $111,023人 \div 1,379ha = 80.5人/ha$

令和22年の居住誘導区域内の推計人口を居住誘導区域の面積で割ると87.0人/haとなります。

- ・居住誘導区域の面積 1,254ha
- ・令和22年 居住誘導区域内の推計人口 109,079人（国総研ツールによるメッシュ人口）
- ・令和22年 居住誘導区域内の人口密度 $109,079人 \div 1,254ha = 87.0人/ha$

※推計人口は「国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」
コーホート要因法・社人研パラメータにより算出

以上より、居住誘導区域内の人口密度は趨勢で変化した場合には、令和2年の88.8人/haから令和22年には87.0人/haに減少しますが、本計画に基づき居住誘導を進めることにより、令和2年の88.8人/haを令和22年時点においても維持することを目標とします。

評価指標	現状値	目標値	備考
居住誘導区域内の人口密度	88.8人/ha (令和2年)	維持 (令和22年)	—

2) 暮らしの質と魅力を高める拠点周辺の形成

「都市機能増進施設の新規立地件数」として、

第5章の表【誘導施設の設定と都市機能誘導の考え方】において「立地誘導」とした医療機能、商業機能が、中心拠点周辺都市機能誘導区域及び博多南駅周辺都市機能誘導区域に各1件、計4件、新規に立地することを目標とします。

評価指標	現状値	目標値	備考
都市機能増進施設の新規立地件数	0件	4件 (令和22年)	第5章 表【誘導施設の設定と都市機能誘導の考え方】に掲げた「立地誘導」の施設と区域を踏まえ4件と想定。

3) 公共交通ネットワークの維持・向上による歩いて暮らしやすい環境の形成

第6章において公共交通ネットワークに係る誘導施策として「地域公共交通及びその利便性の維持・充実」を掲げており、高齢者や子育て世代、障がい者など誰もが気軽に出かけやすくなる移動サービスの利用促進を図ることから、「コミュニティバスやよいの利用者数（年間）」を指標とします。

現状値は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による行動制限を考慮しないため、令和元年の実績値 284,450 人とします。令和元年の人口 113,267 人で割ると、1 人あたり 2.51 回となります。

- ・令和元年 利用者数 284,450 人（実績値）
- ・令和元年 人口 113,267 人（住民基本台帳）
- ・令和元年 人口 1 人あたり利用回数 $284,450 \text{ 人} \div 113,267 \text{ 人} = 2.51 \text{ 回/人}$

第6次総合計画における令和7年時点の目標値は、利用者数 300,000 人としており、令和7年の推計人口 113,037 人で割ると、1 人あたり 2.65 回となります。

- ・令和7年 利用者数 300,000 人（第6次春日市総合計画目標値）
- ・令和7年 推計人口 113,037 人（社人研推計値）
- ・令和7年 人口 1 人あたり利用回数 $300,000 \text{ 人} \div 113,037 \text{ 人} = 2.65 \text{ 回/人}$

上記の令和7年の目標値及び令和元年の実績値を踏まえ、6年間で 0.14 回/人、1年間で 0.02 回/人上昇し、20年間で 0.4 回/人上昇するものと想定し、令和22年には 2.91 回/人となります。令和22年の推計人口を踏まえ、令和22年の利用者数の目標値を約 320,000 人とします。

- ・令和22年 推計人口 109,815 人（社人研推計値）
- ・令和22年 利用者数 $109,815 \text{ 人} \times 2.91 \text{ 回/人} = 319,562 \text{ 人} \approx 320,000 \text{ 人}$

評価指標	現状値	目標値	備考
コミュニティバスやよいの利用者数（年間）	284,540 人 （令和元年）	320,000 人 （令和22年）	市勢統計 コミュニティバス「やよい」利用者数の状況

（2）期待される効果に対する指標

「良好な住環境の形成に対する市民の満足度」は、平成30年には 61.4%、令和4年には 67.4% となっています。

- ・平成30年 良好な住環境の形成に対する市民の満足度 61.4%（第6次春日市総合計画）
- ・令和4年 良好な住環境の形成に対する市民の満足度 67.4%（春日市のまちづくりに関するアンケート調査結果）

上記に基づく近似式（累乗近似 $y=61.4 \times 0.0579$ ）により算出すると、令和22年には約 75.0% となり、これを目標値とします。

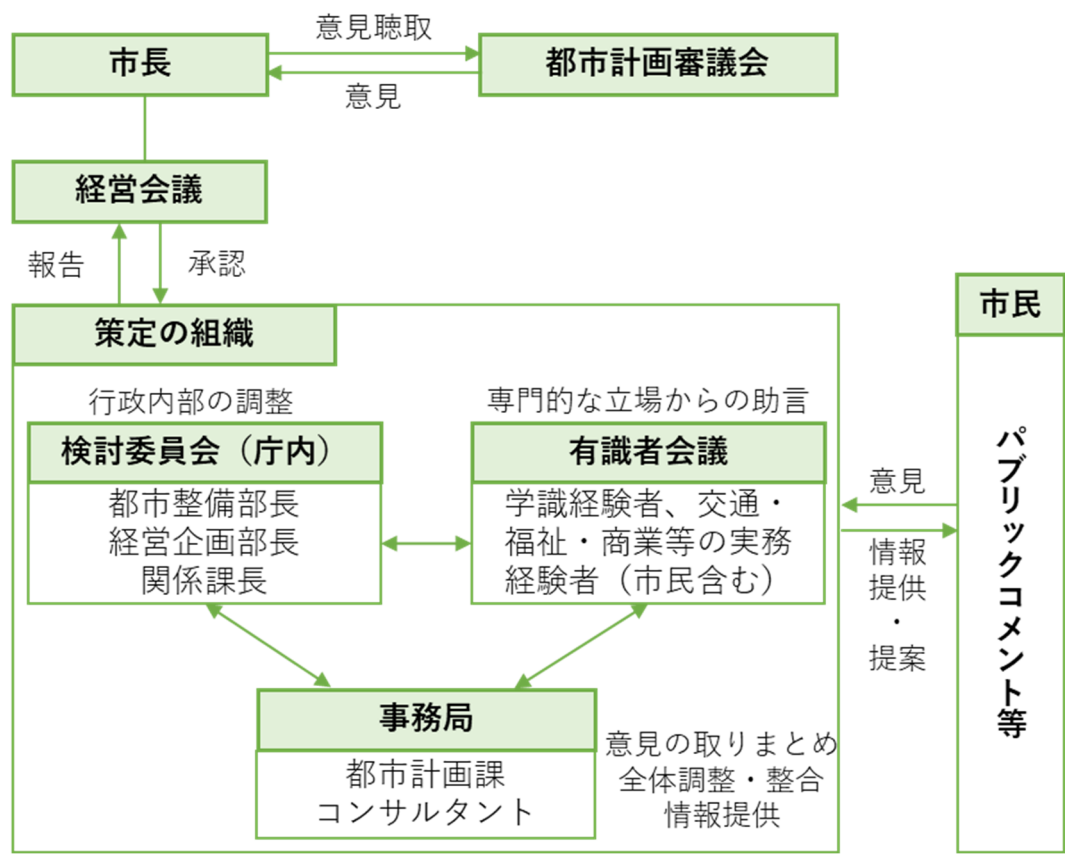
評価指標	現状値	目標値	備考
良好な住環境の形成に対する市民の満足度*	67.4% （令和4年）	75.0% （令和22年）	満足・やや満足と答えた回答者割合の合計

4 策定の経緯

(1) 体制

本計画は、下図の体制図により、検討委員会及び有識者会議において検討を行い、パブリックコメントを経て、都市計画審議会による審議を経て、策定しました。

○策定体制



(2) 有識者会議

有識者会議は、学識経験者、行政、交通、医療、福祉、商業、不動産、地域自治活動など、春日市の都市づくりに関わる関係者により構成し、計5回開催しました。

○委員名簿

番号	氏名	備考
1	吉武 哲信	学識経験者（議長） 九州工業大学大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 教授
2	長 聡子	学識経験者（副議長） 西日本工業大学 デザイン学部建築学科 准教授
3	高橋 涼	福岡県建築都市部都市計画課長
4	野口 厚	西日本鉄道株式会社 まちづくり・交通・観光推進部 課長
5	高木 圭一郎	九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部 鉄道・開発計画 課長
6	児玉 俊治	西日本旅客鉄道株式会社 山陽新幹線統括本部 福岡支社 地域共生室 室長
7	池田 耕一	筑紫医師会春日市地区幹事
8	後藤 英之	社会福祉法人春日市社会福祉協議会 課長
9	松本 弘樹	春日市商工会 理事
10	田島 啓介	公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 筑紫支部（春日那珂川地区長）
11	秋枝 恵美	春日市自治会連合会（須玖北自治会長）

○開催経緯

回数と時期	主な議題
第1回 有識者会議 (令和5年2月24日)	・有識者会議の開催趣旨の共有 ・春日市の概要 ・立地適正化計画について ・春日市の都市づくりの現状・課題・将来像について
第2回 有識者会議 (令和5年4月4日)	・都市づくりの方針（ターゲット） ・将来都市構造 ・都市機能誘導施設及び誘導区域の考え方 ・居住誘導区域の考え方
第3回 有識者会議 (令和5年7月28日)	・都市機能誘導施設及び誘導区域（案） ・居住誘導区域（案） ・誘導施策 ・防災指針（案）
第4回 有識者会議 (令和5年10月23日)	・目標値 ・評価方法 ・春日市立地適正化計画（素案）
第5回 有識者会議 (令和6年2月16日)	・パブリックコメントにおけるご意見と対応 ・前回からの主な修正事項 ・春日市立地適正化計画（案）

（３）検討委員会

検討委員会は、策定に必要な事項を検討し、関連計画、関連事業又は関連制度との調整を行うとともに、必要な情報を共有化するための市の内部会議として、関連課で構成し、計３回開催しました。

○開催経緯

回数と時期	主な議題
第１回 庁内検討委員会 (令和５年４月１３日)	・ 庁内検討委員会の役割、計画策定の目的、体制等について ・ 春日市の概要 ・ 立地適正化計画について ・ 春日市の都市づくりの現状・課題・将来像について
第２回 庁内検討委員会 (令和５年７月２１日)	・ 前回からの主な修正事項 ・ 都市づくりの方針（ターゲット）と誘導方針の検討 ・ 居住誘導区域（案） ・ 都市機能誘導施設及び誘導区域（案） ・ 誘導施策（案） ・ 防災指針（案）
第３回 庁内検討委員会 (令和５年１０月１２日)	・ 前回からの主な修正事項 ・ 春日市立地適正化計画（素案）
庁内説明会 (令和５年１２月４日、５日)	・ 春日市立地適正化計画（素案）について

（４）パブリックコメント

計画の策定にあたり、市民や事業者の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	意 見
令和５年１２月１５日から令和６年１月１５日まで	５件

（５）都市計画審議会

都市計画審議会は、法及び条例に基づき、都市計画に関する事項について調査審議する市の附属機関です。学識経験者、市議会議員、県職員及び公募市民で構成し、計２回開催しました。

○委員名簿

番号	氏名	備考
1	包清 博之	学識経験者（会長） 九州大学 名誉教授
2	田辺 清喜	学識経験者 元福岡県建築都市部次長・元（一財）福岡県建築住宅センター理事長
3	後藤 みえ子	学識経験者 二級建築士・福祉住環境コーディネーター（公社）福岡県建築士会所属
4	高取 千佳	学識経験者 九州大学大学院 芸術工学研究院 環境デザイン部門 准教授
5	高橋 涼	福岡県建築都市部都市計画課長
6	西川 文代	市議会議員 議会運営委員会、総務企画委員会
7	有村 博	市議会議員 総務企画委員会、広報特別委員会
8	安部 仰	市議会議員 市民共生委員会、広報特別委員会
9	西村 澄子	市議会議員 こども文教委員会、広報特別委員会
10	多田 稔	市民委員
11	小松 正範	市民委員
12	森 俊子	市民委員
13	末次 安子	市民委員

○開催経緯

回数と時期	主な議題
第１回 春日市都市計画審議会 (令和５年８月２３日)	中間報告
(令和５年１２月２７日)	任意参加形式により都市計画審議会委員を対象とした春日市立地適正化計画（案）に係る説明会
第２回 春日市都市計画審議会 (令和６年２月２１日)	都市再生特別措置法第８１条第２２項に基づく意見聴取

5 用語解説

あ行	
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。インターネット等の通信技術を活用し、情報、知識の伝達や共有を容易にする情報通信技術のこと。
一時避難所	市が定める各地区公民館。自宅で生活できなくなった被災者が、一時的に生活する所。
一時避難場所	被災者の自宅の近くにある市が定める公園や学校のグラウンドのこと。
移動サービス・ポート	ICT 技術等を活用し新たな移動サービスが受けられる場所。
医療モール	診療科目の異なる複数の医院、診療所、調剤薬局が同一箇所に開業する立地形態。
インフラ	産業基盤、生活基盤を形成する構造物の総称。
駅前広場	鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関を結ぶ結節点として鉄道駅前に設置される広場。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
ウォークアブル	居心地が良く歩きたくなるまちなかの状況。「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）」により創設された考え方。

オープンスペース	公園、広場、河川、山林、農地、社寺境内など建物に覆われていない土地の総称。
か行	
開発行為	建築物の建築または特定工作物の建設に使用する目的で行う土地の区画形質の変更。
幹線道路	交通機能は、人や車が道路上でスムーズに移動できるトラフィック（走行）機能と沿道の土地、建築物などに入ることのできるアクセス（接続）機能に分類される。幹線道路とは、このトラフィック（走行）機能を重視した道路をいい、一般に交通量が多い、トリップ長（起点から終点まで移動する場合の移動の長さ）が長く、歩行速度が速い、業務交通が多いなどの特性を持っている。
既存不適格建築物	建築した時には建築基準法またはこれに基づく命令、条例に適合した建築物であるが、建築後の法改正や都市計画の変更などにより、現行の規定に適合しなくなった建築物。
共同ラボ	複数の企業、利用者が研究、開発を行うことのできる空間。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

広域避難場所	大火災の発生など、一時避難場所からさらに避難する場所。
交通結節機能	鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場等の交通結節点において複数の交通手段を結ぶこと。
高度地区	都市計画法第8条に基づく地域地区の一つで、用途地域内で建築物の高さの最高限度または最低限度を定める制度。春日市では、平成11年に絶対高さ制限型高度地区（第一種15m高度地区、第一種20m高度地区および絶対20m高度地区）を指定し、併せて既存不適格建築物に対する例外許可制度を導入。
高度利用	「都市計画による制度」又は「建築基準法による建築物の容積率及び高さの緩和に関する制度」を活用し、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ床面積に対する割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。
コミュニティ	地域社会、共同体のこと。共同生活が行われる一定の地域、及びそこに住む人々。
コミュニティバス	公共交通空白地の利便、高齢者や障がい者などの社会参加の支援、公共公益施設の利便などを目的に自治体が運行費を負担するバス。
コワーキングスペース	机、椅子、会議室などを共有しながら様々な利用者がそれぞれ自分の作業を行うことができる空間。
コンパクト・プラス・ネットワーク	地域の活力や医療・福祉・商業等の生活利便性を維持し、高齢者が安心して暮らせるよう、一定の都市

ク	サービスを集約しながら地域公共交通と連携して行うまちづくりのこと。
さ行	
シェアオフィス	複数の企業や個人が共有して利用するオフィスのこと。
シェアリング	モノや空間など、さまざまなサービスを複数の企業や個人が共同で利用すること。
市街化区域	都市計画法第7条に基づいて、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法第7条に基づいて、公共施設の効率的な整備と無秩序な市街化の防止を図るため、当分の間市街化を抑制する区域。
史跡	一般的には歴史的事件のあったところ。文化財保護法では、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の歴史、学術上価値の高い環境を保全するため指定する地区。国、県指定がある。
集客施設	劇場、映画館、百貨店、マーケットなど不特定多数の人が集まる施設。
将来人口	将来に予測される人口のこと。
シェアサイクル	他の人と自転車をシェア（共有）し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法。
ストック	「在庫」の意味。ここでは、市街地において既に整備された公園・道路等の都市基盤や、公共施設・住宅等の建築物を指す。

想定最大規模（L2）	河川の氾濫などの際に、想定することのできる最大規模のもの。平成 27 年に水防法が改正され、予想することができる最大規模の降雨があったときに浸水が想定される区域を指定し、浸水想定区域図を公表することになった。
た行	
高さ制限	市街地の環境の保全あるいは土地の利用の増進を図るため、用途地域内において建築物の高さの最高限度または最低限度を定めること。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域や家で高齢者が自立した生活を送るため、医療、福祉、介護予防、住まい、生活支援サービスを適切に組み合わせて継続的に受けられるように支援するシステムのこと。
地区計画	都市計画法第 12 条の 5 に基づいて、比較的小さい地区について秩序ある街並みを創り出すことを目的にきめ細かなルールを定める制度。
鉄道高架事業	踏切により平面交差になっている鉄道と道路を、鉄道の軌道を高架にすることにより、踏切による渋滞と事故を解消し都市内の環境を改善する事業。連続立体交差事業も同義。
テナントミックス	商業施設での集客を高めるため、業種業態を組み合わせること。
都市計画運用指針	都市計画法を補完するもので、都市計画制度の運用の考え方や都市計画制度の趣旨などについて原則的な考え方を示す指針。

都市計画区域	都市計画法第 5 条に基づいて、都市計画法その他の関係法令の適用を受け入れるべき土地の範囲。春日市は、全域が福岡広域都市計画区域に含まれる。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	市街化区域および市街化調整区域の区域区分をはじめとする主要な都市計画の決定の方針を定める都市計画区域全体のマスタープラン。
都市公園	都市公園法第 2 条に規定する、国及び地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、及び国営公園のこと。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に基づき定める、市町村の都市計画に関する基本的な方針。市民の価値観の多様化に対応した、個性的で快適なまちづくりを進めるため、市民に最も身近な自治体である市が市民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、あるべき市街地像や整備課題、諸施設の計画などをきめ細かく定めた計画。
都市再生特別措置法	近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に作られた法律。
都市緑地	都市公園法に定める、都市の自然環境の保全や改善、都市景観の向上を図るために設置する緑地や歩

	行者の安全を確保するために設ける緑道。
な行	
ニーズ	要求、要請、必要度。
ネットワーク	ここでは、点が線でつながれて網のようになった様子。
延床面積	建物の全ての階の床面積を合計した面積のこと。
は行	
Park-PFI (パーク・ピーエフアイ)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。
パーソナルモビリティ	1～2人で使うことを前提とした車や移動手段のこと。
非可住地	人が常住しない用地のこと。都市計画基礎調査では田、畑、森林、水面、その他自然地、工業専用地域を対象としている。
フィーダー交通	幹線（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバス・乗合タクシーなどのこと。
プロジェクト	極めて重要で緊急性を持つ計画。
防災重点農業用ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池。
や行	
容積率	建築物の延床面積の敷地面積に対する割合。建築物の密度規制を行うことにより、公共施設の整備状況など当該地域の水準に見合った密度に抑えられる。建築基準法では、用途地域ごとに建築物の容積率の最高限度を定めることとしている。
用途地域	都市計画における土地利用コントロールの根幹をなす制度。都市機能の維持増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うもの。
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設等の施設で主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。
ら行	
ラストワンマイル	最終目的地までのワンマイル程度の区間のこと。例：最寄りの駅やバス停から自宅までの区間。
リノベーション	既存の建築物に改修を加えることにより価値を高めること。
連続立体交差事業	踏切渋滞の大幅な解消や鉄道により分断されていた市街地の一体化を図るため、踏切が連続している鉄道の一定区間を高架化する事業。

わ行	
ワークシェア	雇用機会、労働時間、賃金という3つの要素の組み合わせを変化させることを通じて、一定の雇用量を、より多くの労働者の間で分かち合うこと。
A～Z行	
MaaS(マース)	Mobility as a Service の略。IT技術を活用しバスや鉄道、タクシー、ライドシェアなど複数の交通サービスを需要に応じて組み合わせ、1つの移動サービスとして統合したもの。

○春日市立地適正化計画

■発行年月：令和6年3月

■発行：春日市 都市整備部 都市計画課

■住所：〒816-8501 福岡県春日市原町 3-1-5

電話：092-584-1135

FAX：092-584-1143

メール：tosi@city.kasuga.fukuoka.jp



みんなで春をつくろう

福岡県春日市